

平成27年5月15日

京都市美術館再整備工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル 質問に対する回答

公募型プロポーザル方式で実施する京都市美術館再整備工事基本設計業務について、多数の御質問をいただき、ありがとうございました。

以下のとおり回答します。

京都市美術館再整備工事基本設計業務受託者選定委員会

委員長 門内輝行

(事務局：京都市文化芸術企画課 075-366-0033 竹林，小石)

	質問事項	回答
1	<b>【募集要領 3 (4), (5)】</b> 一級建築士と同等のアメリカの資格取得後10年以上のものは、管理技術者若しくは設計担当主任技術者として配置可能でしょうか。	「建築士法第2条第2項に規定する一級建築士」である必要はあります。ただし、実務期間については、同等以上の資格であることが証明されれば配置可能とします。
2	<b>【募集要領 3 (5)】</b> 募集要領3参加資格(5)に記載のある「設計担当主任技術者」について、同項目中に「委託仕様書で配置を求める建築設計者であること」との記載がありますが、ここで示す「設計担当主任技術者」とは委託仕様書1.2管理技術者等の資格要件(2)設計担当者等の資格要件に記載のある「建築設計者、電気設計者及び機械設計者それぞれ2名以上」のうち、電気設計者と機械設計者を含めない建築設計者2名以上と考えてよろしいでしょうか。	委託仕様書第3章1.2(2)アに定める建築設計者として選任予定の者のうち1名を、募集要領3(5)に定める設計担当主任技術者として配置してください。 また、同様に、委託仕様書第3章1.2(1)に定める管理技術者として選任予定の者を、募集要領3(4)に定める管理技術者として配置してください。
3	<b>【募集要領 3 (5)】</b> 設計担当主任技術者は委託仕様書で配置を求める建築設計者であることとあります。設計業務委託仕様書には、2名選任する様に記されておりますが、本館改修担当と新棟担当と2名記載するという事ですか。	
4	<b>【募集要領 8】</b> ヒアリング審査には管理技術者1名と設計担当主任技術者1名の2名だけしか出席できないのでしょうか。会社の代表者や協力事務所の構造担当者、設備担当者などは出席できないのでしょうか。	必要な場合には、数名以内の追加の出席があっても差し支えありません。
5	<b>【募集要領 8】</b> ヒアリング審査に管理技術者及び設計担当技術者の2名が出席するものとありますが、上記に加えて数名の担当者の出席は可能と考えてよろしいでしょうか。	

6	<p>【説明書 1 参加表明作成要領（4）】</p> <p>第2号様式（企業概要）に添付が求められている一級建築士事務所登録通知書（写し）に記載の代表取締役が変更になっています。登録している都道府県からの証明願には、新しい代表取締役が記載されていますが、この場合、どちらも提出した方がよろしいでしょうか。</p>	<p>一級建築士事務所登録通知書（写し）に記載の事項に変更が生じている場合には、当該変更の内容がわかる資料（御質問にある都道府県からの証明願も可）を、一級建築士事務所登録通知書（写し）に添えて提出してください。</p>
7	<p>【説明書 1 参加表明書作成要領（6）】</p> <p>様式4（実績調書）は、1つの業務実績につき1枚とし、枚数の制限は無いものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>様式4には、本件公募の参加資格として募集要領3（6）に定める実績要件を満足する最も代表的な業務実績1件について記載してください。</p> <p>枚数制限はありませんが、本様式は参加資格要件の確認を行うためのものであり、記載内容の評価を行うためのものではありませんので、御質問にあるような資料の作り込みは不要です。また、複数の業務実績についての記載も不要です。</p>
8	<p>【説明書 1 参加表明書作成要領（6）】</p> <p>様式4（実績調書）のうち、業務の概要については図表や写真等を使用して設計コンセプトや施設の特徴、本業務にとって参考となる事項等を簡潔に記載するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>一級建築士事務所登録通知書（写し）については、共同企業体を構成して参加する場合、その代表者に関するもののみ提出してください。</p> <p>また、本社の所在地を証明し得る資料（写し）については、共同企業体を構成して参加する場合、その代表者及び構成員のそれぞれについて提出してください。</p> <p>なお、技術提案書等の作成に関する説明書1（9）における記載に誤りがありましたので、以下のとおり訂正するとともに、深くお詫びいたします。</p>
9	<p>【説明書 1 参加表明書作成要領（9）ア】</p> <p>共同企業体を構成して参加する場合、事務所登録通知書は代表者及び構成員のそれぞれについて提出とありますが、アでは代表者に関するものとあります。どちらですか。</p>	<p>【訂正前】</p> <p>なお、共同企業体を構成して参加する場合、<u>下記ア</u>については、代表者及び構成員のそれぞれについて提出してください。</p> <p>【訂正後】</p> <p>なお、共同企業体を構成して参加する場合、<u>下記ウ</u>については、代表者及び構成員のそれぞれについて提出してください。</p>
10	<p>【説明書 1 参加表明書作成要領（9）ア】</p> <p>共同企業体を構成して参加する場合、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録通知書（写し）については、代表者及び構成員それぞれについて提出するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>【訂正前】</p> <p>なお、共同企業体を構成して参加する場合、<u>下記ア</u>については、代表者及び構成員のそれぞれについて提出してください。</p> <p>【訂正後】</p> <p>なお、共同企業体を構成して参加する場合、<u>下記ウ</u>については、代表者及び構成員のそれぞれについて提出してください。</p>
11	<p>【説明書 1 参加表明書作成要領（9）ウ】</p> <p>共同企業体を構成して参加する場合、本社の所在地を証明し得る資料（写し）については、代表者及び構成員それぞれについて提出するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>【訂正前】</p> <p>なお、共同企業体を構成して参加する場合、<u>下記ア</u>については、代表者及び構成員のそれぞれについて提出してください。</p> <p>【訂正後】</p> <p>なお、共同企業体を構成して参加する場合、<u>下記ウ</u>については、代表者及び構成員のそれぞれについて提出してください。</p>
12	<p>【説明書 1 参加表明書作成要領（9）オ】</p> <p>様式4（実績調書）における設計事務所の「業務実績を証明し得る資料」は、PUBDISの業務実績情報、又は作品が掲載された雑誌記事のコピーでもよろしいですか。</p>	<p>設計事務所の業務実績を証明し得る資料としてPUBDISの業務実績情報や雑誌記事のコピーの提出を拒むものではありませんが、単独又は他の資料と合わせて「施設の用途や規模、当該設計業務の完了年度等の全ての要件が証明し得る資料」との条件を満足する必要があります。</p>

13	<p>【説明書 2 技術提案書作成要領 2-1 (2)】</p> <p>「技術提案書の書式については、原則、変更しないでください。」とありますが、第5号様式の課題の説明文も残しておくということでしょうか。</p>	<p>第5号様式中にあらかじめ記載の課題の説明文については、削除していただいても差し支えありません。</p>
14	<p>【説明書 2 技術提案書作成要領 2-2 (10) ア】</p> <p>技術提案書の副本は、様式ごとの①と②を両面印刷すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>様式に①と②がある場合、当該①と②は別の様式として取り扱うものとし、様式ごとに両面印刷してください。</p>
15	<p>【説明書 2 技術提案書作成要領 2-3 (2)】</p> <p>「技術提案について、図表や写真等（模型や詳細設計図面は認めない。）を使用」とありますが、使用できる写真は自社の実績写真に限定されるのでしょうか。また、模型写真や透視図等の使用は可能でしょうか。</p>	<p>著作権や肖像権等に抵触しない範囲での自社の実績写真以外の写真の使用は差し支えありません。</p> <p>また、所定の様式内における模型写真や透視図等の使用は差し支えありません（「模型や詳細設計図は認めない」とあるのは、技術提案書を補足する資料等であったとしても、当該技術提案書とは別に作成・提出される模型や具体的な設計図面を認めないという意味です。）。</p>
16	<p>【説明書】</p> <p>参加表明書や技術提案書の各様式は、カラー表現の図表や写真等を使用して作成してもよいと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>御賢察のとおりです。</p>
17	<p>【仕様書 第3章 1 2 (2) イ】</p> <p>耐震診断担当者は協力事務所の構造設計者が従事しても良いでしょうか。その場合、アの建築設計者を兼ねることはできるでしょうか。</p>	<p>耐震診断担当者は協力事務所の構造設計者が従事しても差し支えありませんが、建築設計者は自社（共同企業体にあつては、その代表者又は構成員）の社員に限られますので、兼ねることはできません。</p>
18	<p>【仕様書 第3章 1 3】</p> <p>照査技術者は自社の社員以外が従事しても良いでしょうか。</p>	<p>御賢察のとおりです。</p>
19	<p>【仕様書 別表第3-1 敷地調査等】</p> <p>測量（敷地調査）の内容、成果品はどの様なものを想定すればよろしいでしょうか。境界、建物、樹木の位置と敷地レベルが判明すればよいのでしょうか。</p>	<p>別に貸与を予定している測量報告書を基に、既存建物、工作物、樹木、排水設備、電気設備及び機械設備並びに平面・高低、横断面等を記載した図面の作成を想定しています。</p> <p>なお、基本設計を進める中で必要となった補足的な測量については、本業務で行っていただきます。</p>
20	<p>【仕様書 別表 3-1 劣化状況調査等、屋根、外壁・外部建具改修等工事設計】</p> <p>本館の外壁タイル、屋根調査、建具について現地調査の際、相当期間、足場等が必要と思われそうですが、存置期間について定めはありますか。</p>	<p>本業務では、足場を設置しての調査は想定していません。</p> <p>過去に実施した劣化度調査結果を基に、可能な範囲での目視、打診等による調査を想定しています。</p>

21	<p>【仕様書 別表 3-1 耐震診断及び概略補強設計】</p> <p>過去に行われた耐震診断結果に基づき、改修設計をする事は可能ですか。</p>	<p>「京都市美術館再整備基本計画 本冊」のP 1 1【図表 1 0】「本館建物構造部分に対する遡及」に記載のとおり、本業務において、改めて診断を行ったうえで、必要に応じて、概略補強設計を行うこととしています。</p>
22	<p>【仕様書 別紙 2 想定工事概要表】</p> <p>P 2 6 1階北広間、北地下広間とは、図面上で具体的にどこを指しますか。「再整備基本計画」P 2 3の面積表 本館常設展示スペース（1階北側）1, 6 7 7 m<sup>2</sup>から「再整備基本計画」P 9の面積表 1階北展示区画（1 0 1～1 0 5号室）1, 0 2 7 m<sup>2</sup>を計算すると6 5 0 m<sup>2</sup>となりますが、この部分が該当する室でしょうか。</p>	<p>「京都市美術館将来構想」のP 1 2の本館1階平面図中、1 0 2号室と1 0 3号室の間に位置するロビー部分とその下階部分です。</p>
23	<p>【仕様書 別紙 2 想定工事概要表】</p> <p>P 2 8 2階広間とはP 2 9 2階2 0 7号室のことですか。</p>	<p>御賢察のとおり、2階東広間とは2階2 0 7号室のことです。</p>
24	<p>【仕様書 別紙 2 想定工事概要表】</p> <p>P 2 9 2 0 7号室の控室に厨房との記載がありますが、想定する用途は何ですか。</p>	<p>関係者控室のキッチン程度を想定していますが、観覧者の憩いのスペースも含めて御提案いただきたいと思いますと考えています。</p>
25	<p>【仕様書 別紙 2 想定工事概要表】</p> <p>P 3 0 1階西事務室、南事務室（2室）、北事務室（2室）とはどこを指しますか。</p>	<p>1階事務室とは、「京都市美術館将来構想」のP 1 2の本館1階平面図中、西、南及び北それぞれの玄関脇の事務室です。</p>
26	<p>【その他 屋根の改修設計】</p> <p>改修設計の根拠とすべき劣化状況等の調査結果は開示されるのでしょうか。</p>	<p>募集要領1 3（3）ウの閲覧資料「壁面劣化診断結果報告書」に、本館の漏水現象の項目があり、屋根、屋上、バルコニー及びベランダについて調査結果を掲載しております。閲覧に当たっては、あらかじめ電話予約をお願いいたします。</p>
27	<p>【その他 防火区画の設定】</p> <p>提案に併せ、法的要件に叶う限り任意で設定するものとして可能ですか。</p>	<p>可能であると考えています。</p>
28	<p>【その他 基本計画配置図等】</p> <p>新築部分の位置を表現する図において、本館南側端部より北側に控えている事の意味は何ですか。</p>	<p>「京都市美術館再整備基本計画 本冊」P 2 5【図表 1 3】整備計画図中のピンク色で示した範囲は、敷地東側の日本庭園の保存や敷地南側の疏水沿い等の整備方針、また敷地に係る法令上の制約条件等を勘案したうえで、主に新棟建設が想定されるイメージを示したものであり、敷地内のその他の箇所への建設を妨げるものではありません。</p>
29	<p>【その他】</p> <p>新棟の建てられる位置は、再整備基本計画3（3）イ整備の全体概要（2 5ページ）の整備計画図にあるピンクの新棟建設想定範囲に限られるのでしょうか。</p>	

30	<p>【その他 埋蔵文化財の取り扱い】</p> <p>埋蔵文化財包蔵地ですが、「保存の必要なし」として計画を行ってよろしいでしょうか。</p>	<p>埋蔵文化財の発掘調査については、平成26年度から3箇年の予定で実施中です。想定範囲の一部（北西部分）における平成26年度の調査では、保存すべき遺跡が発見されておりませんので、現段階において基本的には「保存の必要なし」として計画を行ってください。</p>
31	<p>【その他】</p> <p>京都市美術館別館は再整備後どのように利用するか決まっているのでしょうか。今回の提案範囲に含める必要はあるのでしょうか。</p>	<p>別館については、平成12年に内部を全面改修後、京都市美術館別館として開館したものであり、「京都市美術館将来構想」の中で、本館プログラムの補助的な役割ではなく、例えば、市民ギャラリーとするなど、別館の性格を明確にし、活用を強化することとしています。</p> <p>今回の再整備は、「京都市美術館再整備基本計画」に基づき、「①本館の改修」、「②新棟の建設」、「③敷地等の整備」を整備内容の柱としており、御質問にあるような別館に係る整備を含めた提案をしていただくことは想定しておりません。</p>
32	<p>【その他】</p> <p>既存建物の各階平面図、立面図、断面図、敷地の地盤レベルのわかる図面をいただけないでしょうか。</p>	<p>既存建物の各階平面図、立面図、断面図については、貸与資料としています。貸与に当たっては、あらかじめ電話予約をお願いいたします。</p> <p>敷地の地盤レベルについては、別途、測量調査を実施したうえで、速やかに契約者にデータを提供いたします。</p>
33	<p>【その他】</p> <p>既存建物の最高高さを教えていただけないでしょうか。</p>	<p>既存建物の最高高さは約21.3m（煙突を除く。）となっています。</p>
34	<p>【その他】</p> <p>敷地のボーリングデータ、地下水位を提示していただけないでしょうか。</p>	<p>敷地のボーリングデータ、地下水位については、基本設計と並行して、別途、地質調査を実施したうえで、速やかに契約者にデータを提供いたします。</p>
35	<p>【その他】</p> <p>美術館既存施設の図面CADデータをご提供いただけないでしょうか。</p>	<p>過去に行った設備改修等で作成したデータがありますので、参加資格を有する方のうち、御要望があれば貸与できるように準備いたします。</p> <p>ただし、データに記載されている寸法や詳細部分については、現状を正確に反映していない場合がありますので、御了承ください。</p>

以上